

行動計画策定

従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動を策定する。

- 1 計画期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間
- 2 目標と取り組み内容・実施期間

目標1 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年 10月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始。
- ・令和6年 12月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修および社内報などによる全従業員への周知。
- ・令和7年 1月～ 従業員に再度周知を図る。
- ・令和8年 1月～ 従業員に再度周知を図る。